阿南市分別 収集計画

(第 10 期)

令和4年6月

徳 島 県 阿 南 市

1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み 法第8条第2項第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 法第8条第2項第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 又集に係る分別の区分 法第8条第2項第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
ž.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 去第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み 法第8条第2項第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 去第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・・6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

阿南市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。本市では、可能な限りごみの発生を抑制する一方で、排出された廃棄物はリサイクルにより社会に循環させるとともに、循環を基調とした循環型都市の構築に向け、各種施策に取り組んでいるところである。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (以下「法」という) 第8条に基づいて、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推 進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべ き方針を示したものである。

本計画の推進によって、容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実行するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 3 Rの推進

リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)に関する施策を推 進する。

(2) 適正なごみ処理

適正な収集、運搬、処分の体制を確保する。

(3) 市民団体等の育成、支援

地域におけるリサイクル活動を推進できる市民団体の育成、支援を行い、地域内での資源 循環が図れる社会システムづくりを推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色・茶色・その他)、段ボール、飲料用紙容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装	t	t	t	t	t
廃 棄 物	2,752	2,699	2,647	2,614	2,581

(内訳)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	t	t	t	t	t
Eco (a) va a value	90	89	87	86	85
主としてアルミ製の容器	t	t	t	t	t
	139	136	134	132	130
無色のガラス製容器	t	t	t	t	t
派 1970 ノバ 表存品	154	151	148	146	145
茶色のガラス製容器	t	t	t	t	t
	200	196	192	190	187
その他のガラス製容器	t	t	t	t	t
ての他のカノへ製存命	102	100	98	97	96
主として紙製の容器であって飲料を充	1	1	1	1	4
てんするためのもの(原材料としてアル	t	t	t	t	t
ミニウムが利用されているものを除く)	8	8	7	7	7
	t	t	t	t	t
主として段ボール製の容器	695	681	668	660	651
主として紙製の容器包装であって上記	t	t	t	t	t
以外の物	584	573	562	555	548
主としてポリエチレンテレフタレート(PE	t	t	t	t	t
T)製の容器であって飲料、しょうゆ等を					
充てんするためのもの	222	218	214	211	209
JL CIV 9 SICKIVIDVI					
主としてプラスチック製の容器包装であ	t	t	t	t	t
って上記以外のもの	558	547	537	530	523
(うち白色トレイ)	(32)	(32)	(31)	(31)	(30)

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

このことによって、ごみについての知識と理解を深め、3Rの優先順位の重要性や、再生利用の意義及び効果、分別排出の必要性に関し認識してもらうため、以下のとおり環境学習・周知啓発活動等に積極的に取り組む。

(1) 環境教育及び普及啓発

小学 4 年生を対象にした副読本「わたしたちの阿南市」を活用した環境教育や、ご み処理施設の見学等あらゆる機会を活用し、ごみ処理の現状を認識してもらう。

(2) リサイクル情報の充実

ごみ処理に関する情報をはじめ、ごみの発生抑制、資源化等を含めて、国・県・市の取り組みなどの情報を広報、ホームページなどを利用し提供する。

エコパーク阿南の管理啓発棟内の書籍(環境・リサイクル関連書籍コーナー)を市 民に利用してもらう。

(3) 地域や学校等への啓発活動

地域の子供を対象に親子で参加できる分別教室、地域の団体等の依頼に応じて職員が出向き、ごみ問題に関する説明会等を積極的に実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、阿南市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別区分は下表 右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン		
主として無色のガラス製容器ガラス製の茶色のガラス製容器容器その他のガラス製容器	ビン		
主として紙製の容器包装であって飲料を充て んするためのもの(原材料としてアルミニウム が利用されているものを除く。) 主として段ボール製の容器	古紙		
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって 上記以外のもの	プラスチック製容器包装		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和 5	年度	令和	6 年度	令和7	年度	令和	8 年度	令和	9 年度
主としてスチール製の容器	容器 88 t		86 t		84 t		83 t		82 t	
主としてアルミ製の容器		136 t		133 t	133 t 131 t		129 t		127 t	
	(合計	r) t	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	150		147		145		143		141	
無色のガラス製容器	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処理量
	150t	0t	147t	0t	145t	0t	143t	0t	141t	0t
	(合計	r) t	(合	計) t	(合計	†) t	(合	計)t	(合)	計) t
	19	3	1	89	185		183		1	81
茶色のガラス製容器	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量
	193t	0t	189t	0t	185t	0t	183t	0t	181t	0t
	(合計	r) t	(合	計) t	(合計	†) t	(合	計)t	(合)	計) t
	10	0	Ć	98	96		Q	95	94	
その他のガラス製容器	引渡量	独自処	引渡量	独自処	引渡量	独自処	引渡量	独自処	引渡量	独自処
	100t	理量 0t	98t	理書 Ot	96t	理量 Ot	95t	理量 Ot	94t	理量 0t
主として紙製の容器包装であって 飲料を充てんするためのもの(原材 料としてアルミニウムが利用されて いるものを除く)		8 t		7 t		7 t		7 t		7 t
主として段ボール製の容器		673 t		661 t		648 t		640 t		632 t
	(合計	·) t	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
主として紙製の容器包装で	56	9	5	58	54	.7	5	41		534
あって上記以外のもの	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量
	569t	0t	558t	0t	547t	0t	541t	0t	534t	0t
 主としてポリエチレンテレフ	(合計	·) t	(合	計) t	(合計) t		(合計) t		(合計) t	
タレート(PET)製の容器で	21	5	211		207		204		202	
あって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量
	215t	0t	211t	0t	207t	0t	204t	0t	202t	0t
主としてプラスチック製	(合計	·) t	(合	計) t	(合計	- - - -	(合)	計) t	(合言	計) t
主としてブラステック製 の容器包装であって上記	54	0	5	30	52	0	5	13		507
の容益包装 であって 上記 以外のもの	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量	引渡量	独自処 理量
	540t	0t	530t	0t	520t	0t	513t	0t	507t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込 みの算定方法

=直近年度(令和3年度)の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※ここでいう、人口変動率は、阿南市人口ビジョン(令和2年度策定)中、阿南市の趨勢人口の見通しをもとに算出したものである。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
67,747 人	66,456 人	65,166 人	64,358 人	63,549 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.13%	98.10%	98.06%	98.76%	98.74%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号) 分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、町内会・子供会・PTA等による集団回収が進んでいる飲料用紙容器について は、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体は下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の 種類		収集に係る	四生 蛋铷矾吡	選別・保管等	
		分別の区分	収集・運搬段階	段階	
金	スチール製容器	カン	市による定期収集	足期	
金 属	アルミ製容器	N V	集団回収	民間	
ŦĬ	無色のガラス製容器			民間	
ガラス	茶色のガラス製容器	ビン	市による定期収集 集団回収		
	その他のガラス製容器		来回四伙		
紙	飲料用紙容器	古紙	市による定期収集	民間	
ル人	段ボール		集団回収	区间	
プラスチ	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	民間	
スチック	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	市による定期収集	民間	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号) 金属、ガラス及びプラスチックについては、当市のエコパーク阿南において選別、圧縮、 保管をしている。

飲料用紙容器及び段ボールの中間処理については、当面の間、民間業者において選別・保管をする。

分別収集の用に供する施設の整備に関する事項は下表のとおりとする。

分別収集する容器 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 区分の分別	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	カン	透明袋	ダンプ車	エコパーク阿南 (選別・圧縮)
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン	透明袋	ダンプ車	エコパーク阿南(選別・圧縮)
飲料用紙容器	古紙	十文字に縛る	ダンプ車 パッカー車	民間業者 (選別・保管)
ペットボトル	ペットボトル	透明袋	パッカー車	エコパーク阿南 (選別・圧縮)
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製容 器包装	透明袋	パッカー車	エコパーク阿南 (選別・圧縮)

- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)
 - ・市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金の交付を行う。
 - ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、 その記録を基に事後評価を行うこととする。